

令和5年2月議会

議案説明資料

議案第1号

令和4年度福岡市一般会計補正予算案（第6号） . . . 1頁

議案第25号

訴えの提起について . . . 8頁

こども未来局

議案第1号 令和4年度福岡市一般会計補正予算案(第6号)[こども未来局所管分]

1 歳入歳出予算補正

予算案 説明書 ページ	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額	
					特 定	
					国県支出金	地方債
		千円	千円	千円	千円	千円
16 5 19	3款 こども育成費 1項 こども育成費					
	1目 こども育成総務費	4,422,015	10,075,419	14,497,434	-	-
	2目 こども育成支援費	117,645,995	2,577,719	120,223,714	2,184,201	-

の 財 源 内 訳			説 明
財 源		一般財源	
その他	計		
千円	千円	千円	
10,075,419	10,075,419	-	<p>その他の経費の追加 10,075,419 千円</p> <p>・こども未来基金積立金</p> <p>こども未来基金積立金の追加</p> <p>（関連歳入）</p> <p>（22）寄附金 75,419 千円 こども育成費寄附金</p> <p>（23）繰入金 10,000,000 千円 港湾整備事業特別会計受入金</p>
-	2,184,201	393,518	<p>1. 教育・保育経費の追加 1,530,446 千円</p> <p>ア 施設運営費等 1,287,606 千円</p> <p>・教育・保育給付費</p> <p>公定価格の改定に伴う給付費の増等</p> <p>イ その他の経費 242,840 千円</p> <p>・保育所等におけるICT化推進等事業</p> <p>保育所等の送迎用バスへの安全装置等導入 支援経費の追加</p> <p>（関連歳入）</p> <p>（19）国庫支出金 1,055,206 千円 こども育成支援費負担金 872,026 千円 こども育成支援費補助金 183,180 千円</p> <p>（20）県支出金 305,735 千円 こども育成支援費負担金 355,416 千円 こども育成支援費補助金 △ 49,681 千円</p>

予算案 説明書 ページ	款 項 目	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	補 正 額	
					特 定	
					国県支出金 千円	地方債 千円
16 5 19	2目 こども育成支援費 (前頁のつづき)					
	その他の科目	7,349,088	-	7,349,088	-	-
	計	129,417,098	12,653,138	142,070,236	2,184,201	-

の 財 源 内 訳			説 明
財 源		一般財源	
その他	計		
千円	千円	千円	
			<p>2. 障がい児支援の追加 1,047,273 千円</p> <p>施設福祉対策費 1,047,273 千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・送迎用バス安全装置等導入支援事業 220,600 千円 <li style="padding-left: 20px;">障がい児福祉サービス事業所等の送迎用バスへの安全装置等導入支援経費の追加 ・障がい児施設給付費等 826,673 千円 <li style="padding-left: 20px;">・放課後等デイサービス利用者の見込み増等による給付費の増等 <p>（関連歳入）</p> <ul style="list-style-type: none"> (19) 国庫支出金 623,594 千円 <li style="padding-left: 20px;">こども育成支援費負担金 409,794 千円 <li style="padding-left: 20px;">こども育成支援費補助金 213,800 千円 (20) 県支出金 199,666 千円 <li style="padding-left: 20px;">こども育成支援費負担金
-	-	-	
10,075,419	12,259,620	393,518	

2 繰越明許費補正

予算案 説明書 ページ	番号	款	項	目	事業名
108 5 111	1	3款 こども育成費	1項 こども育成費	2目 こども育成支援費	保育所等における ICT化推進等事業
	2	3款 こども育成費	1項 こども育成費	2目 こども育成支援費	乳児院等ユニット化 整備事業
	3	3款 こども育成費	1項 こども育成費	2目 こども育成支援費	送迎用バス安全装置 等導入支援事業
	4	3款 こども育成費	1項 こども育成費	2目 こども育成支援費	青少年施設管理経費

関係予算額	繰越額	繰越事由
千円 297,590	千円 242,840	事業実施期間の都合により、年度内に完了しないため
66,410	45,151	工期の都合等により、年度内に完了しないため
220,600	220,600	事業実施期間の都合により、年度内に完了しないため
340,428	118,974	工期の都合等により、年度内に完了しないため

子どもの送迎用バスへの安全装置等導入支援について

1 目的

子どもの安全を守るため、送迎用バスへの置き去りを防止する安全装置や登園管理システムなどの導入を支援する。

2 概要

(1) 送迎用バスへの安全装置の導入費用の助成

【対象施設】

- ・ 保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育施設
- ・ 児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所

【補助基準額】 1台あたり最大17万5千円

【補助率】 10/10

(2) 登園管理システムの導入費用の助成

【対象施設】

- ・ 保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育施設
- ・ 児童発達支援事業所

【補助基準額】 1施設あたり最大70万円

【補助率】 4/5

※保育所等については、登園管理に係る機能に併せて保育に関する計画・記録に係る機能及び保護者との連絡に係る機能を導入する場合の補助基準額は最大100万円、当該機能部分に係る補助率は3/4

(3) ICTを活用した子ども見守りサービスの導入費用の助成

【対象施設】

- ・ 保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育施設
- ・ 児童発達支援事業所

【補助基準額】 1施設あたり20万円

【補助率】 4/5

(4) 子どもの送迎における安全管理徹底のための研修実施

職員を対象に、安全管理マニュアルの適切な運用のための研修を実施

訴えの提起について

本件は、こども総合相談センター内において違法行為を行った元職員に対し、当該違法行為により本市が被害児童に支払った損害賠償金を求償するため訴えを提起する必要があるため、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を求めるものである。

() 福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められる恐れのある情報については、掲載しておりません。

1 訴訟の相手方

(1) 氏名

■■■■ (元福岡市職員)

(2) 住所

長崎県対馬市■■■■

2 請求内容

- (1) 損害賠償求償金 2,500,000 円及び令和 3 年 3 月 17 日以降の損害賠償求償金に対する年 3 分の割合による遅延損害金
- (2) 訴訟費用

3 事案の内容

(1) 違法行為

訴訟の相手方である元職員は、平成 27 年 4 月 23 日から令和元年 8 月 9 日までの間、こども未来局こども総合相談センターこども支援課に所属し、平成 30 年 11 月 29 日から平成 31 年 3 月 13 日までの間、児童相談所長による一時保護を行っていた児童に対し、同センター内において数回いん行をし、精神的苦痛を被らせ、損害を与えた。

元職員は、令和元年 7 月に逮捕・起訴され、同年 8 月 9 日付けで懲戒免職、令和 2 年 6 月 22 日に福岡県青少年健全育成条例違反により懲役 2 年執行猶予 4 年の有罪判決を受けた。

(2) 損害賠償金

令和 3 年 3 月 1 日、本市と被害児童との間で、損害の賠償として金 2,500,000 円を支払うことを合意し、同年 3 月 17 日、被害児童に対し損害賠償金を支払った。

(3) 損害賠償金の求償

本市は、元職員の故意の違法行為により本市に賠償責任が生じたものであるため、国家賠償法第 1 条第 2 項の規定に基づき、元職員に対して損害賠償金の求償について、再三にわたり催告を行ったが、元職員はこれに応じず、一切支払いがされていない。

以上のことから、本市は、損害賠償求償金等の支払いを求めて、訴えを提起するものである。

< 参 考 >

国家賠償法

第一条 国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。

② 前項の場合において、公務員に故意又は重大な過失があつたときは、国又は公共団体は、その公務員に対して求償権を有する。